

省 令

○農林省令第四十三号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六条第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十五年七月二十二日

農林大臣臨時代理

国務大臣 根本龍太郎

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第一号中「境」の下に「浜田」を、「松山」の下に「高知」を、「三池」の下に「伊万里」を、「三角」の下に「八代」を加え、同条第二項第一号中「八戸」を「苫小牧、八戸」に改め、「高知」を削り、同項第三号中「浜田」を「内浦、平生」に、「高知」を「伊予三島」に改め、「伊万里」及び「八代」を削る。

附 則

この省令は、昭和四十五年八月一日から施行する。